

令和8年度から
対象要件が
変更になりました
詳しくは裏面を
ご確認ください

岸和田で働くあなたを応援

奨学金 返還支援

返還金の一部を助成します

最大
年間 **12** 万円

申請期間 2027.1.20(水) ▶ 2.26(金)

助成金の内容・申込などは裏面へ

岸和田市

奨学金返還支援事業助成金(本人版)

岸和田市内の企業に新規に就業する

35歳未満の若者に奨学金の返還を助成します

助成額

正規雇用された日以降のうち、
令和8年1月1日～12月31日に支払った
奨学金返還額の3分の2以内

年額 **12** 万円 **上限**

(千円未満切り捨て)
※繰り上げ返還分は対象外

申請期間

令和9年

1月20日 水

2月26日 金

対象期間

申請者が正規雇用された日以降、

最初に奨学金を返還した月から起算して**60か月**を経過するまで

※令和5年度から令和7年度までに本助成金の交付を受けた方のうち、正規雇用の日より前に返還した奨学金について、既に助成金の交付を受けた方の対象期間は、最初に助成対象となった月から起算して60か月を経過する月まで

※本助成金は、事業の見直し等により終了することがあり、60か月の支援を確約するものではありません

毎年申請が
必要だよ



対象者

以下のすべてに該当する方が対象です

①令和5年4月1日以降に、市内企業等と正規雇用の契約を締結して採用され、
申請日において、継続して勤務している

※1 公務員およびそれに準ずる方は除く。※2 正規雇用とは、厚生年金及び被用者保険に加入している等その他条件あり

②申請日以降6か月以上継続して勤務することが見込まれる

③大学等在学中に奨学金の貸与を受け、自ら奨学金を返還している

④令和9年3月31日時点で年齢が35歳未満

⑤申請日時点で市内に住所を有し5年以上定住する意思がある

⑥岸和田市税を滞納していない

⑦暴力団員または暴力団密接関係者でない

⑧他の公的機関等から補助金等の交付又は市内企業等から奨学金の返還に係る
手当等による支援を受けていない

⑨延滞金が賦課されていない

※一度、本助成金の交付を受けた方で、雇用契約を解消した場合は再度申請することはできません

申込方法

申請書類と必要書類をそろえて、岸和田市役所産業政策課に持参してください。

対象奨学金

- 独立行政法人 日本学生支援機構
- 公益財団法人 大阪府育英会
- 一般財団法人 岸和田市奨学会
- 大学等



お申込み・お問い合わせ
岸和田市役所 産業政策課 (労働政策担当)

☎ 072-423-9621

✉ roudou-k@city.kishiwada.lg.jp

詳しくは
こちら

